第4. 密輸動向及び事後調査事務の概要

1. 情報の収集・分析・活用の強化

全国9税関においては、情報管理室(官)が各々設置され、情報の一元化及び機能強化を図っている。

全国的には、情報センター(税関情報監理官、総括情報管理官、国際情報センター室、情報分析室及び経済安全保障情報分析センター室(注1))において、全国9税関が収集した情報を管理・分析し、不正薬物、銃器をはじめ、金地金、知的財産侵害物品及びテロ関連物資等の水際取締り並びに輸出入貨物等の審査・検査のための選定及び参考となる各種情報の発出を行うとともに、海外の税関当局等との間で積極的に情報交換を行っている。

(注1) 平成18年7月,各税関の監視部,業務部にあった情報関係部門を調査部に集約し,監視取締り及び通関審査を支援する情報の分析・管理機能やシステム管理機能等を一元化するため税関情報監理官が設置され、平成20年7月には,情報分析機能の強化を目的として,国際情報センター室,総括密輸情報調査官,総括貨物情報管理官を統合し,総括情報管理官が設置された。また、平成29年7月には,情報分析室が設置され、併せて、センター機能の整理が行われた。令和5年7月には,経済安全保障情報分析センター室が設置され,これらにより,監視・業務・調査等の関係部署間の連携が一層促進されている。

関税局においては、情報センターが海外の税関当局等と、より一層円滑に情報交換を行うため、諸外国・地域との間で税関相互支援協定等を締結する取組みを積極的に進めており、これまでに41ヶ国・地域との間で政府間協定、税関当局間取決め等の締結に至っている(「II 第4.2(3)税関相互支援協定等の現状」参照)。また、WCO(世界税関機構)及びRILO AP(アジア・大洋州地域情報連絡事務所(注2))の活動へ積極的に参加し、情報収集の拠点となる国・地域に職員を派遣する等、情報交換のための国際的なネットワーク作りに努めている。

(注2) RILO AP (Regional Intelligence Liaison Office Asia Pacific:アジア・大洋州地域情

報連絡事務所)とは、同地域における税関 当局間の密輸情報交換を一層効率化・円滑 化するために設置されたWCOの地域情報 連絡事務所。なお、2024年1月から東京に 事務所を設置予定。

2. 政府全体としての不正薬物・銃器対策への取組

覚醒剤等の不正薬物及び銃器の取締りに関しては、関係行政機関相互間の緊密な連携を確保するとともに、不正薬物・銃器に対する強力な取締り、国民の理解と協力を求めるための広報啓発その他総合的かつ積極的な施策を推進するため、犯罪対策閣僚会議の下において、厚生労働大臣及び国家公安委員長をそれぞれ議長とし、関係閣僚を構成員とする「薬物乱用対策推進会議」及び「銃器対策推進会議」を随時開催し、政府全体として、不正薬物・銃器対策の強化に努めている。

このうち、薬物乱用対策については、引き続き 政府を挙げた総合的な対策の推進により、薬物乱 用の根絶を図るため、平成30年8月に「第五次薬 物乱用防止五か年戦略」が決定され、次の戦略決 定までの期間についてはフォローアップを行うこ ととしている。

また、銃器対策については、これまでは単年度で「銃器対策推進計画」を決定し、銃器摘発体制の強化と取締機関の連携の緊密化等の各種施策を推進していたが、中長期的視点で目標を設定し、施策の進捗状況を確認しながら取り組むことが適当であること等を踏まえ、令和元年7月の銃器対策推進会議において「銃器対策推進5か年計画」を決定し、上記の薬物乱用対策同様に、次の計画決定までの期間についてはフォローアップを行うこととしている。

3. 不正薬物の密輸動向

(1) 不正薬物全体の密輸動向

令和 4 年における不正薬物*1全体の摘発件数は1,044件(前年比25%増),押収量*2.3は約1,147kg(同8%減)となり,押収量は7年連続で1トンを超え、依然深刻な状況となっている。

- ※1 覚醒剤、大麻、あへん、麻薬(ヘロイン、コカイン、 MDMA等)、向精神薬及び指定薬物をいう。
- ※2 錠剤型薬物を除く。
- ※3 重量等未確定につき含まれないものがある。以下、個々の押収量についても同様。

表1 社会悪物品の摘発実績(過去5年間)

種類	年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	前年比
244 TEI -bell	件	169	425	72	95	300	316%
覚醒剤	kg	1,159	2,587	811	1,014	567	56%
-L 100	件	218	242	204	199	148	74%
大 麻	kg	156	82	126	153	431	282%
大麻草	件	128	110	86	94	55	59%
八州早	kg	143	61	49	22	315	14.5倍
大麻樹脂等	件	90	132	118	105	93	89%
八州岡川寸	kg	13	21	76	132	117	89%
	件	225	209	167	233	232	100%
麻薬	kg	161	656	822	61	131	216%
,	千錠	32	61	90	133	78	59%
コカイン	件	58	52	27	34	28	82%
	kg	153	638	820	14	48	331%
	件	59	67	74	81	96	119%
MDMA等	kg	5	0	2	30	46	152%
	千錠	32	61	90	130	78	60%
ヘロイン	件	8	5	2	-	-	_
	kg	1	17	0	_	_	
	件	100	85	64	118	108	92%
その他麻薬	kg	2	0	1	16	37	233%
	千錠	1	0	0	3	0	4%
	件	38	6	2	6	16	267%
向精神薬	kg	0	_	_	0	0	403%
	千錠	26	0	1	1	2	119%
あへん	件	-	_	_	1	-	全減
	kg	- 001	- 105	-	4	- 0.40	全減
指定薬物	件	221	165	300	302	348	115%
	kg	17	14	169	19	17	87%
^ ≥ L	件	871	1,047	745	836	1,044	125%
合 計	kg	1,493 58	3,339 61	1,928 91	1,251 134	1,147	92% 59%
(参考) 使用回数	千錠	4.427				2,239	
(参考) 使用回数	万回	4,427	10,957	5,530	3,577	2,239	63%
銃 砲	件	8	-	3	1	5	500%
эу и и и и и и и и и и и и и и и и и и и	丁	10	_	3	1	6	600%
うち拳銃	件	7	-	3	1	5	500%
/ ク手帆	丁	9	_	3	1	6	600%
拳銃部品	件	1	-	-	1	3	300%
于邓山山山	点	1	_	_	1	5	500%

- (注) 1. 令和元年は、平成31年1月から令和元年12月を示す。以下同じ
 - 2. 税関が摘発した密輸事件のほか、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。

 - 2. 税関が摘金した密軸事件のはか、警察寺他機関が摘金した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。
 3. 覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計を示す。
 4. 大麻樹脂等は、大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品の合計を示す。
 5. MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。
 6. その他麻薬には、ケタミン・LSD等が含まれる。
 7. (参考) 使用回数は、以下の不正薬物について、乱用者の通常の一回分使用量をもとに換算し、合計したものである。
 (覚醒剤: 0.03g、大麻草: 0.5g、大麻樹脂: 0.1g、あへん: 0.3g、ヘロイン: 0.01g、コカイン: 0.03g、MDMA等及びには地方には 向精神薬:1錠)

 - 8. 端数処理のため数値が合わないことがある。 9. 数量の表記について、 $\lceil 0 \rfloor$ とは500gまたは500錠未満の場合を示し、 $\lceil \rfloor$ とは全く無い場合を示す。
 - 10. 令和4年の数値は速報値である

摘発件数を密輸形態別にみると, 航空機旅 客*4による密輸は94件(同約3.9倍), 国際郵便物 による密輸は724件(同5%増), 航空貨物*5に よる密輸は207件(同92%増), 海上貨物*5によ る密輸は16件(同7%増),船員等*6による密輸 は3件(同全増)といずれも前年より増加がみら れる。

航空機旅客による密輸が増加した背景として

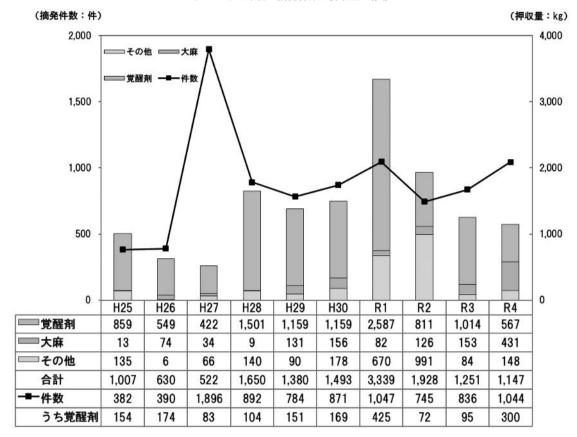
は、新型コロナウイルス感染症による水際措置が 見直されたことで入国旅客が増加したことが影響 しているものと考えられる。

- ※4 航空機旅客には、航空機乗組員を含む。
- **※** 5
- 航空貨物、海上貨物には、別送品を含む。 船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。 **※** 6

(2) 覚醒剤の密輸動向

覚醒剤の摘発件数は、300件(前年比約3.2倍)、 押収量は約567kg(同44%減)となった。これは

表2 不正薬物の摘発件数と押収量の推移



(注) その他とは、あへん、麻薬 (ヘロイン、コカイン、MDMA等)、向精神薬及び指定薬物をいう。令和4年の数値は速報値。

表3 不正薬物の密輸形態別摘発件数

(件)

	年		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年		
形態別		平成30年	节和几十	节相乙牛	市和る牛	71444	前年比	構成比
航空機旅客に	よる密輸	243	389	70	24	94	392%	9%
国際郵便物を利	国際郵便物を利用した密輸		520	567	689	724	105%	69%
商業貨物を利用	商業貨物を利用した密輸		127	108	123	223	181%	21%
	航空貨物	46	121	95	108	207	192%	20%
	海上貨物	12	6	13	15	16	107%	2%
船員等による密輸		13	11	_	_	3	全増	0%
合 計		871	1,047	745	836	1,044	125%	100%

(注) 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客等を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

薬物乱用者の通常使用量で約1,892万回分,末端価格にして約335億円に相当するものであり,深刻な状況となっている。

密輸形態別にみると、航空貨物、国際郵便物及 び航空機旅客において、摘発件数・押収量共に前 年より増加した。一方、海上貨物においては摘発 件数・押収量共に前年より減少し、船員等の摘発 はなかった。

密輸仕出地別にみると、摘発件数の割合は、ア

ジアが34% (101件) と最多となった。また、押収量の割合についても、アジアが24% (約137kg) と最大となった。

主な摘発事例としては、アラブ首長国連邦から 到着した日本人3名の携帯品に隠匿された覚醒剤 計約9kgを摘発した事例やアメリカから到着し た航空貨物(3Dプリンタ用フィラメント)に隠 匿された覚醒剤約2kgを摘発した事例が挙げら れる。

表 4 覚醒剤の密輸形態別摘発実績

(上段:件,下段:kg)

								,
年		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年		
形態別		1 /200 1	10-1H/G 1	17-1A 2 1	P-HH O I	N.IH T. I	前年比	構成比
航空機旅客に	トフ家齢	91	229	23	5	43	860%	14%
机至傚水合に	よる街棚	160	427	54	35	101	292%	18%
国際郵便物を利用した密輸		52	85	23	33	127	385%	42%
国际到皮物で作	用した番判	50	188	14	62	119	191%	21%
高業貨物を利1	商業貨物を利用した密輸		109	26	57	130	228%	43%
回来貝物で刊	力した祖朝	948	367	743	917	347	38%	61%
	航空貨物	13	107	20	50	127	254%	42%
	加工貝10	22	325	103	266	319	120%	56%
	海上貨物	10	2	6	7	3	43%	1%
	49工具10	926	43	639	650	28	4%	5%
	船員等による密輸		2	-	-	-	-	-
加貝寺による雷鞩		0	1,605	_	_	_	_	_
合 i	計	169	425	72	95	300	316%	100%
П	ы	1,159	2,587	811	1,014	567	56%	100%

- (注) 1.航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客等を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。 2.端数処理のため数値が合わないことがある。
 - 3.数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(3) 大麻の密輸動向

大麻(大麻草・大麻樹脂等*⁷)の摘発件数は 148件(前年比26%減)と減少した一方,押収量 は約431kg(同約2.8倍)と増加した。

※7 大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品を含む。

大麻のうち、大麻草の押収量は約315kg(同約14.5倍)と増加し、大麻樹脂等の押収量は約117kg(同11%減)と減少した。

(4) 麻薬の密輸動向

麻薬 (ヘロイン, コカイン, MDMA等) の摘発件数は前年とほぼ同数の232件となった。押収量は, 重量は約131kg (前年比約2.2倍) と増加し, 錠剤型は約78千錠 (同41%減) と減少した。

MDMA等の摘発件数は96件(同19%増)と増加し、押収量は、錠剤型が約78千錠(同40%減)と減少し、その他の形状が約46kg(同52%増)と増加した。

コカインの摘発件数は28件(同18%減)と減少 し、押収量は約48kg(同約3.3倍)と増加した。

4. 金地金の密輸動向

令和4年における金地金**密輸入事件の摘発件数は9件(前年比80%増),押収量は約135kg(同約5倍)と共に増加した。

※8 金地金には、金塊に加えて一部加工された金製品も含む。

5. 知的財産侵害物品等

不正薬物以外の関税法違反事件のうち, 知的財産侵害物品, ワシントン条約該当物品, 不正輸出

等の主な事例は次のとおりである。

(1) 知的財産侵害物品

令和4年6月、神戸税関は、中国から到着した 国際郵便物により著作権を侵害するワッペン 5,989点を密輸入しようとした日本人を関税法違 反で告発した。

(2) ワシントン条約該当物品

令和4年10月,東京税関は、タイから航空機によりサル(コモンリスザル等)21匹を密輸入しようとした日本人を関税法違反で告発した。

(3) 不正輸出事案

令和4年11月,大阪税関は,外国籍船舶によりマレーシアへ廃電子基板等(バーゼル法に該当する貨物)を不正に輸出しようとした法人及び中国人6名を関税法違反で告発した。

(4) その他

令和4年4月,東京税関は、中国から国際郵便物により偽造郵便切手計42,500枚を密輸入しようとした日本人を関税法違反で告発した。

6. 輸入事後調査事務の概要

昭和41年に関税について申告納税方式が採用されたことに伴い、既に同方式を採用していた他の国税と同様に、関税についても申告内容を事後に調査する必要が生じ、昭和43年に全国税関で約80名の体制により輸入事後調査がスタートした。

その後,輸入貨物の大幅な増加により輸入申告件数が増大するとともに,物流の迅速化が進む状況において,輸入通関の迅速化が強く要請される中,適正通関を確保する上で,輸入事後調査の役

表5 覚醒剤の仕出地別摘発実績

(上段:件. 下段:kg)

_								(上段:件,	1 tx · kg/
仕出地		年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	構成比	合計
アジア			85 1,031	204 283	29 153	30 588	101 137	34% 24%	449 2,192
	マレーシア		22 63	69 107	4 14	11 69	17 52	6% 9%	123 305
	タイ		18	87 87	7	7	22	7%	141
	ベトナム		174	4	120	13	39 19	7% 6%	433
	中国(香港・マカ	オを含む)	3 11	4	3	3	6	1% l	19 28
		中国	404 6	3	11 1	445 1	8	1% 1%	871 12
		香港	157 5	0 2	2 3	15 2	6 3	1% 1%	180 15
			247 -	1 1	9	430	2	0% -	689 1
	7 / 11 18 24	マカオ		2 10				 2%	
	フィリピン		2	16 9		0	4 8	1% 3%	22 22
	ラオス		3	36	2	3 1	16	3% 2%	61 7
	パキスタン					49	0 11	0%	49 20
	韓国		8	4 5		1 5	2	4% 0%	20
	台湾		9 34 <u>5</u>	6 0	4 1				19 346
	カンボジア		7 21	4 10	_ _	_ _	_	_	11 31
中東			4 4	24 109	7 28 2	6 64	28 127	9% 22%	69 332
	トルコ		2 3	11 15	2 6	3 16	6 16	2% 3%	24 56
	アラブ首長国連邦	3	1	9 23	2 16	2 45	10 93	3% 16%	24 178
	イラン		4 70	2 4	1 3	2 0	1% 0%	9 77	
アフリ:	: アフリカ		7 54	19 70	5 259	8 34	33 68	11% 12%	72 485
	南アフリカ		2 4	7	4	6 18	13	4%	32
	ガーナ		-	14 	258 	1	43 	8% -	337
	ナイジェリア		1	9		10	4	1%	10 15
欧州	1		15 28	47	10	6 24	3 40	0% 13%	70 145
	イギリス		18 5	47 14	14 3	35 9	87 16	15% 5%	201 47
	オランダ		11 10	9 3	8 2	13 5	33	6% 1%	
	フランス		0 –	0 3	0	0 4	0 4	0% 1%	0 11
				4 7		6 2	6 5	1% 2%	17 22
	ドイツ		4 5	12	0	10	25 5	4% 2%	51 14
	ベルギー		0	2	6	1	15	3%	24 1
	ウクライナ		_ 			0		_ _	0
	アイルランド		- 34			1 4 19	- - 83	28%	259
北米	·		43	336	245	83	127	22%	833
	米国		26 37	61 126	9	14 7 <u>5</u>	58 68	19% 12%	168 307
	カナダ		8 5	50 209	3 244	5 8	25 59	8% 10%	91 526
中南米		9	22 138	9 111	8 209	15 22	5% 4%	63 490	
	メキシコ		9	22 138	9 111	8 209	13 21	4% 4%	61 489
オセア	- - ア		_ _ _		_ _ _				
不明			2 0	2 1,605	-	_	_	_	1,605
合 言	<u> </u>		169 1,159	425 2,587	72 811	95 1,014	300 567	100% 100%	1,005 1,061 6,137

- (注) 1. 端数処理のため数値が合わないことがある。2. 仕出地の内訳は、主だった国、地域を記載している。3. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

表6 金地金の摘発実績(過去10年間)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
摘発件数 (件)	12	119	465	811	1,347	1,086	61	51	5	9
押収量(kg)	133	449	2,032	2,802	6,277	2,054	319	150	27	135

(注) 令和4年の数値は速報値。

割は一層重要となってきている。

(1) 調査の目的

輸入事後調査は、輸入された貨物に係る納税申 告が、関税法等の関係諸法令の規定に従って正し く行われているか否かを確認し、不適正な申告に ついてはこれを是正するとともに、輸入者に対す る適切な申告指導を行うことにより、適正な課税 を確保することを目的としている。

また、過少申告加算税、無申告加算税及び重加 算税などの加算税制度を厳正に運用することによ り、申告漏れを行った納税者と適正な申告を行っ た多くの納税者の間での課税の公正を図るととも に. より適正な納税申告を行う環境の整備に努め ている。

(2) 調査の権限

輸入者等に対する調査は、関税法第105条第1 項第6号に規定する質問検査権に基づくもので、 輸入された貨物について輸入者その他の関係者に 対する質問、輸入貨物に係る帳簿書類等の検査及 びそれら帳簿書類等の提出等を求めることができ る旨が規定されている。

なお、この質問検査権は、犯罪捜査のために認 められたものではない。

(3) 調査の方法

輸入事後調査は、輸入者の事業所等を個別に訪 問する等して、輸入取引に係る契約書、仕入書そ の他の貿易関係帳票及び会計帳簿書類等を調査す ることにより行われており、課税価格の適否の確 認のほか、特恵税率適用の可否及び品目分類の適 否並びに輸入品に係る消費税についての調査も併 せて行っている。

また、調査の結果、納税申告に誤りがあること が判明した場合には、関税法第7条の16の規定に 基づき、課税標準及び税額を更正する等により適 正な課税の実現を図っている。

(4) 令和3事務年度(令和3年7月~令和4年6

月)の調査事績と非違の傾向

令和3事務年度において、全国の税関が調査し

た結果は表7のとおりであり、申告漏れに係る課 税価格は約591億円で、追徴税額は約65億円となっ

また、納付不足税額の大きい上位5品目(関税 分類ベース) は表8のとおりであり、これら5品 目で、納付不足税額の総額の約6割を占める。

なお、主な申告漏れ等の内容は、輸出者又は輸 入者が作成した低価インボイスによる輸入申告 関税率の適用誤り、輸入貨物に係るロイヤルティ の申告漏れなどとなっている。

7. 輸出事後調査事務の概要

大量破壊兵器の拡散防止に関する監視の強化が 国際的な要請となってきたこと等を踏まえ、不正 輸出に対する税関による取締りを強化し、適正な 輸出通関を確保する観点から、平成17年10月に全 国税関で輸出事後調査がスタートした。

(1) 調査の目的

輸出事後調査は、輸出された貨物に係る手続が、 関税法及び外国為替及び外国貿易法等の関係諸法 令の規定に従って適正に行われているか否かを確 認し、不適正な申告を行った者に対しては適切な 申告を行うよう指導を行い、輸出者における適正 な輸出管理体制・通関処理体制の構築を促すこと で、適正かつ迅速な輸出通関の実現を目的として いる。

(2) 調査の権限

輸出者等に対する調査は、関税法第105条第1 項第4号の2に規定する質問検査権に基づくもの で、輸出された貨物について輸出者その他の関係 者に対する質問. 輸出貨物に係る帳簿書類等の検 香及びそれら帳簿書類等の提出等を求めることが できる旨が規定されている。

なお, この質問検査権は, 犯罪捜査のために認 められたものではない。

表7 輸入事後調査の状況

			2	
		令和3事務年度	令和 2 事務年度	
		7個3事務年度	7 和 2 事務平反	
調査を行っ	た輸入者①	1,484者	207.6%	715者
申告漏れ等の	あった輸入者②	1,118者	186.3%	600者
申告漏れ等	の割合②/①	75.3%		83.9%
申告漏れ等に	保る課税価格	591億920万円	93.7%	630億6,743万円
	納付不足税額	62億6,224万円	98.6%	63億4,965万円
	関税	7億2,200万円	75.1%	9億6,109万円
追徴税額	内国消費税	55億4,024万円	102.8%	53億8,855万円
担似优領	加算税額	1億9,336万円	55.6%	3億4,751万円
	重加算税額	1,156万円	1億2,968万円	
	計	64億5,560万円	96.4%	66億9,715万円

表8 納付不足税額が多い上位5品目

							MITTI I ACIDIANI		_					
	令和 3 事務年度						令和 2 事務年度							
順位	分類	品				目	納付不足税額	分類	品				目	納付不足税額
1	85類	電	気		機	器	13億5,953万円	90類	光	学	機	器	等	17億2,974万円
2	90類	光	学	機	器	等	8億7,550万円	85類	電	気		機	器	12億5,292万円
3	30類	医	療		用	밆	5億3,490万円	84類	機		械		類	4億1,693万円
4	87類	自	動		車	等	4億3,321万円	17類	糖				類	4億696万円
5	84類	機		械		類	4億1,311万円	62類	織	物		衣	類	3億7,450万円